

## 村 受給対象となる人はご確認を 上市心身障害者福祉金が支給されます

問い合わせ 福祉課福祉政策室 ☎53-2111 (内線2322) 記事ID 0046450

### 受給対象となる人

令和4年7月1日現在で次の①～⑤全てに該当する人が対象です。

- ①身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
- ②市民税が非課税で、公的年金および手当※<sup>1</sup>の支給を受けていない人
- ③1年以上市内に住所を有している人
- ④施設に入所していない人
- ⑤生活保護を受給していない人

※<sup>1</sup>「公的年金および手当」とは、老齢基礎年金、老齢厚生年金、共済年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、恩給、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当などをいいます

### 申請に必要なもの

- ①心身障害者福祉金支給申請書  
(福祉課および各支所地域振興課地域福祉室にあります)
- ②振込口座の通帳
- ③障害者手帳
- ④印鑑  
※昨年該当された人には申請書をお送りします

### 福祉金の年額

【身体障害者】	【知的障害者】	【精神障害者】
1級 5万円	A判定 5万円	1級 5万円
2級 4万円	B判定 3万円	2級 4万円
3級 3万円		3級 3万円

### 申請窓口

福祉課福祉政策室または各支所地域振興課地域福祉室

## 重 医療費などを助成する 重度心身障害者医療費助成制度（県障）のお知らせ

問い合わせ 福祉課福祉政策室 ☎53-2111 (内線2322) 記事ID 0042465

重度心身障害者医療費助成制度（県障）は、重度心身障がい者の医療費や入院時の食事療養費（標準負担額減額認定証を持っている人）、訪問看護医療費を助成する制度です。自立支援医療など、ほかの医療費の軽減制度が受けられる場合は、そちらが優先されます。

※転入してきた場合は、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください

### 利用できる人

- ①身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人
- ②療育手帳Aの交付を受けている人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

※一定以上の所得があると助成停止となります

### 助成の受け方

「受給者証」を健康保険証とともに医療機関の窓口に提示することで、一部負担金だけの支払いとなります。

### 【一部負担金】

医療機関ごとに月ごとで

- ▶外来 530円（1回）※月4回まで負担
- ▶入院 1,200円（1日）
- ▶訪問看護 250円（1日）

※調剤薬局へ支払う額は無料です

※現在受給者証をお持ちの人は、8月末までに新しい受給者証を送付します



### 医療費の払い戻し（償還払い）

申請をすると後日、自己負担額を超えた金額を還付します。

- ①治療用装具を購入したとき
- ②入院時生活療養費を支払ったとき（市民税非課税世帯の場合）
- ③県外の医療機関を受診したとき

### 申請窓口

福祉課福祉政策室または各支所地域振興課地域福祉室

## 送られてきたら内容の確認を 国民健康保険と後期高齢者医療制度の 新保険証を送付します



### 国民健康保険

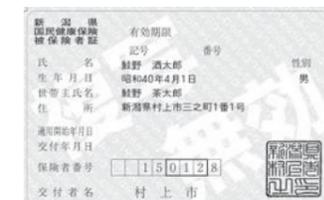
問い合わせ 保健医療課国保室 ☎53-2111 (内線2411～2413) 記事ID 0054484

### 新保険証を世帯主に送付します

8月1日(月)から使用する新しい保険証(桃色)を、7月下旬に世帯主宛に郵送します。8月になっても保険証が届かない場合や、記載事項に誤りがある場合は、ご連絡ください。

また、住所と別の場所に保険証などの送付を希望される場合は、「送付先変更届」の提出が必要です。本人確認書類(運転免許証など)と印鑑を持参の上、7月8日(金)までに窓口で手続きをしてください。

その他、窓口や簡易書留郵便での受け取りを希望する人も、7月8日(金)までにご連絡ください。



国民健康保険の新保険証は桃色です

### 後期高齢者医療制度

問い合わせ 保健医療課国保室 ☎53-2111 (内線2411～2413) 記事ID 0054446

### 新保険証を送付します

8月1日(月)から使用する新しい保険証(水色)を、7月下旬に被保険者ごとに郵送します。(申請は必要ありません)

8月になっても保険証が届かない場合や、記載事項に誤りがある場合は、ご連絡ください。

窓口や簡易書留での受け取りを希望する人は、7月8日(金)までにご連絡ください。



後期高齢者医療制度の新保険証は水色です

### 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

入院や外来で自己負担額の軽減を受けることができる認定証です。あらかじめ認定証の交付を申請し、認定証を医療機関に提示すれば、同一の医療機関での窓口負担は自己負担限度額までとなります。

申請した月の1日から有効の認定証を発行しますので、8月に限度額の適用を受けたい人は8月中に申請を行ってください。(国保の場合は毎年申請が必要です)

#### 70歳未満の人

入院などの前に申請してください。

#### 70歳以上の人

市民税非課税世帯の場合のみ「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

また、現役並み所得者のうち課税所得が「145万円以上690万円未満」の場合、「限度額適用認定証」が交付されます。

#### 申請窓口

保健医療課国保室または各支所地域振興課地域福祉室

### 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

市民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」(薄緑色)または現役並み所得世帯で「限度額適用認定証」(紫色)の交付を受けていて、8月以降も交付対象となる人には、8月1日から使用できる新しい認定証を保険証とは別に郵送します。

新しい認定証は、現在お持ちのものと同じ色ですので、病院などに提示する際は交付年月日などを確認し、間違いのないよう注意してください。